

議案第5号

京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成25年2月8日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

提案理由

地方自治法の一部改正により、議会における会議において公聴会の開催及び参考人の招致ができることとされたことに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「法第115条の2第2項」に、「法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「法第115条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。